市政記者各位

平成２４年　３月　８日
環境局事業系ごみ対策課

北部九州初！食品リサイクルループが認定されました

このたび，福岡市が平成 22 年度から進めてきた食品リサイクルモデル事業が，「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」に基づくリサイクルループとして，北部九州（福岡・佐賀・長崎・熊本・大分各県）で初めて，国から認定されましたのでお知らせします。

【今回認定された食品リサイクルループについて】

市内にあるロイヤルホスト(株)の店舗及びロイヤル(株)のセントラルキッチンから発生する食品残さを，(有)鳥栖環境開発綜合センター（佐賀県鳥栖市）において肥料化します。この肥料を(株)トワード(佐賀県神埼郡吉野ヶ里町)が使用して野菜を生産し，そのうちのタマネギをロイヤル(株)が加工調理して，ロイヤルホスト（株）の店舗で食材として利用します。

食品残さから作られた肥料で育てられたタマネギが，再びレストランで食材として利用されるという，**「資源循環型」「地産地消型」**のリサイクルの環が形成されています。

◆ 食品リサイクルループの流れ

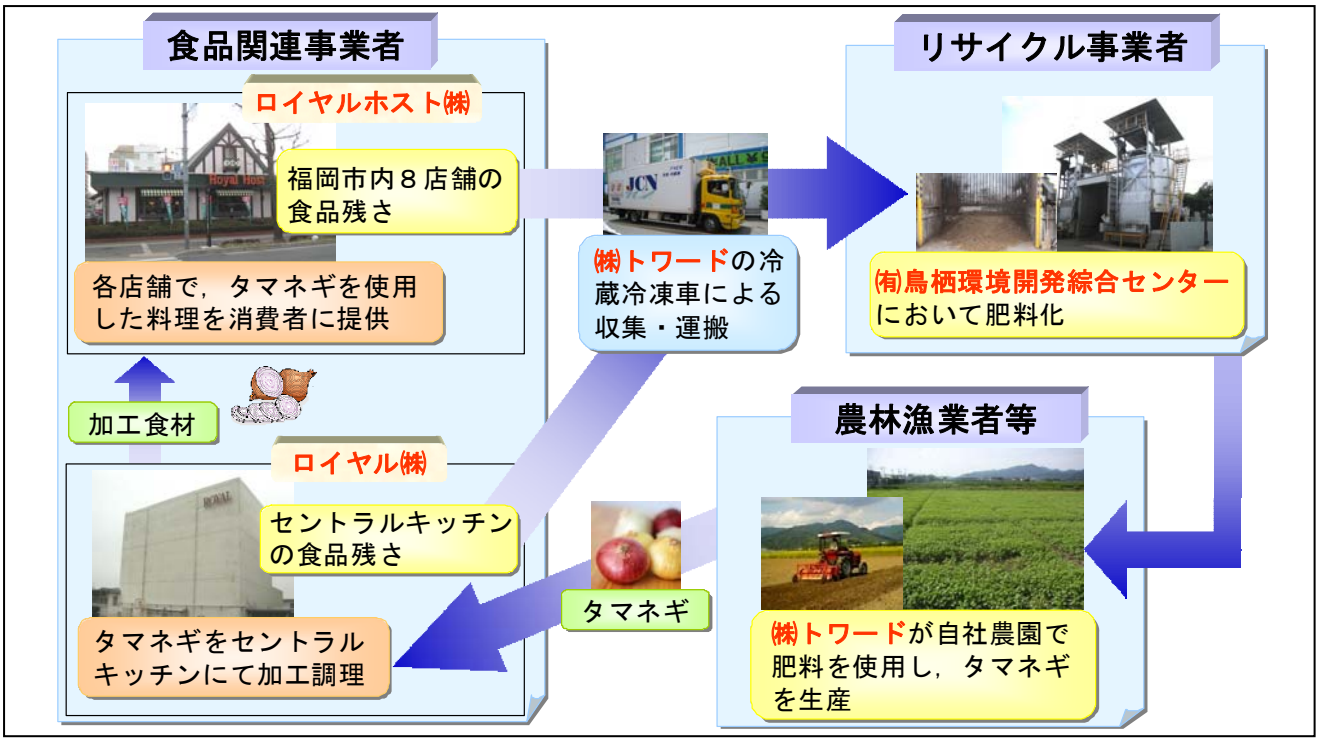

福岡市では今後とも，事業系の食品リサイクルを推進するため，事業者の自主的・主体的なリサイクルの取組を支援していきます！

育てよう。みんなの未来!!
FUKUOKA CITY

【問い合わせ先】
環境局　循環型社会推進部　事業系ごみ対策課
事業調整係　　北島・立花　Tel：711-4039（内線 2336）

参考資料

再生利用事業計画（食品リサイクルループ）の認定について

１　再生利用事業計画

食品リサイクル法に規定されている再生利用事業計画とは,「リサイクル事業者が，外食産業や小売店などの食品関連事業者から排出された食べ残しや売れ残りなどの食品残さを再生利用して，肥料や飼料などのリサイクル製品を製造し，その後，農林漁業者等が，それらのリサイクル製品を使用して野菜や家畜などの農畜水産物を生産し，それらの農畜水産物を再び食品関連事業者が購入する仕組み」を言い，一般的に「食品リサイクルループ」と呼ばれています。

今回の食品リサイクルループにおいて，食品関連事業者はロイヤルホスト㈱及びロイヤル㈱,リサイクル事業者は㈲鳥栖環境開発綜合センター,農林漁業者等は㈱トワードです。

２　再生利用事業計画の認定

食品リサイクルを促進していく上では，食品関連事業者，リサイクル事業者，農林漁業者等の３者が連携し，リサイクル製品の利用により生産された農畜水産物の利用までを含めた計画的なリサイクルを実施していくことが重要です。

このため，これらの３者が連携し，リサイクル事業の実施や，リサイクル製品及び農畜水産物の利用に関する計画を策定した場合について，その申請に基づき，主務大臣が認定を行う再生利用事業計画認定制度が設けられており，この制度の活用により，計画的な食品リサイクルの推進を図ることとしています。

今回の食品リサイクルループについては，厚生労働大臣，農林水産大臣，環境大臣により，平成 24 年２月 20 日に認定されました。

３　認定を受けた再生利用事業計画における廃棄物処理法上の特例

（１）認定を受けた場合に適用される廃棄物処理法上の特例

食品リサイクル法においては，広域的で効率的な再生利用の実施など，食品残さのリサイクルを円滑にするため，認定を受けた再生利用事業計画に従ったリサイクル事業の実施にあたって，廃棄物処理法の一部の特例を認めています。

（２）収集運搬に関する特例の内容

廃棄物処理法においては，一般廃棄物の収集運搬を業として行う場合にあっては，市町村長の許可を受けることが必要です。この場合，例えば，Ａ市及びＢ市で発生した一般廃棄物に該当する食品残さを別のＣ市に運んでリサイクルする場合にあっては，これを運ぶ一般廃棄物の収集運搬業者は，Ａ市，Ｂ市，Ｃ市の全ての市において，許可を取得することが必要となります。

しかし，認定を受けた再生利用事業計画に従って行う食品残さの収集運搬については，Ａ市，Ｂ市，Ｃ市のいずれの一般廃棄物の収集運搬業の許可も不要とする特例を設けています。これにより，市町村の区域を越えた広域的で効率的な収集運搬が可能となり，食品リサイクルの実施が容易となります。

今回の食品リサイクルループの認定により，食品残さの収集運搬を実施する㈱トワードの収集運搬業の許可が不要となりました。